

事業計画の概要を記載した書類

1. 全体の概要

(1) 事業系一般廃棄物

①収集運搬計画

2区域以上申請の場合は、区域ごとに作成すること。

区域	○	久留米市(田主丸町、北野町を除く。)		田主丸町		北野町
----	---	--------------------	--	------	--	-----

市内事業所から排出される事業系一般廃棄物を、事業者と契約の上収集運搬し、下記のとおり施設に搬入する。

上記○をつけた区域に関して、取り扱い廃棄物の種類と搬入施設を記入すること。

一般廃棄物の種類	搬入施設
燃やせるごみ及び感染性一般廃棄物	上津クリーンセンター及び宮ノ陣クリーンセンター
空カン・空ビン及びペットボトル	宮ノ陣クリーンセンター

②収集運搬する一般廃棄物の種類及び運搬量等

番号	契約事業所	所在地	業種	取り扱う廃棄物	収集運搬量(月)	収集運搬回数(回)
1	〇〇スーパー	久留米市 城南町 15 番地 3	小売業	塵芥 雑芥	10 t	25 回
2	〇〇株式会社	久留米市 上津町 2199 番地 35	卸売業	紙屑 雑芥	2 t	10 回
3	〇〇屋	久留米市 荘島町 375 番地	飲食業	野菜屑 塵芥	5 t	20 回
4		久留米市				
5		※契約事業所が多数ある場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙の添付でも可。				
6						
7		久留米市				
8		久留米市				
9		久留米市				
10		久留米市				
11		久留米市				
12		久留米市				
13		久留米市				
14		久留米市				
15		久留米市				

* 記入上の注意

- ・該当する区域に○を記入し、区域ごとに作成すること。
- ・契約事業所の所在地は必ず番地まで記入すること。
- ・取り扱う廃棄物は、紙屑、野菜屑、塵芥、雑芥など内容が分かるように記入すること。

事業計画の概要を記載した書類

1. 全体の概要
(1) 事業系一般廃棄物
①収集運搬計画

区域		久留米市(田主丸町、北野町を除く。)	○	田主丸町		北野町
----	--	--------------------	---	------	--	-----

市内事業所から排出される事業系一般廃棄物を、事業者と契約の上収集運搬し、下記のとおり施設に搬入する。

上記○をつけた区域に関して、取り扱い廃棄物の種類と搬入施設を記入すること。

一般廃棄物の種類	
燃やせるごみ	うきは久留米環境施設組合（耳納クリーンステーション）。ただし、当該施設で処理が困難なものについては、上津クリーンセンター及び宮ノ陣クリーンセンター

②収集運搬する一般廃棄物の種類及び運搬量等

番号	契約事業所	所在地	業種	取り扱う廃棄物	収集運搬量（月）	収集運搬回数（回）
1	〇〇スーパー	久留米市 田主丸町〇〇番地	小売業	塵芥 雑芥	1t	2回
2	〇〇株式会社	久留米市 田主丸町〇番地〇	卸売業	紙屑 雑芥	2t	10回
3		久留米市				
4		久留米市				
5		久留米市				
6		※契約事業所が多数ある場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙の添付でも可。				
7						
8		久留米市				
9		久留米市				
10		久留米市				
11		久留米市				
12		久留米市				
13		久留米市				
14		久留米市				
15		久留米市				

- *記入上の注意
- ・該当する区域に○を記入し、区域ごとに作成すること。
 - ・契約事業所の所在地は必ず番地まで記入すること。
 - ・取り扱う廃棄物は、紙屑、野菜屑、塵芥、雑芥など内容が分かるように記入すること。

事業計画の概要を記載した書類

1. 全体の概要
(1) 事業系一般廃棄物
①収集運搬計画

区域		久留米市(田主丸町、北野町を除く。)		田主丸町	○	北野町
----	--	--------------------	--	------	---	-----

市内事業所から排出される事業系一般廃棄物を、事業者と契約の上収集運搬し、下記のとおり施設に搬入する。

上記○をつけた区域に関して、取り扱い廃棄物の種類と搬入施設を記入すること。

一般廃棄物の種類	搬入施設
燃やせるごみ	甘木・朝倉・三井環境施設組合(サン・ポート)。ただし、当該施設で処理が困難なものについては、上津クリーンセンター及び宮ノ陣クリーンセンター

②収集運搬する一般廃棄物の種類及び運搬量等

番号	契約事業所	所在地	業種	取り扱う廃棄物	収集運搬量(月)	収集運搬回数(回)
1	〇〇屋	久留米市 北野町〇〇番地○	飲食業	野菜屑 塵芥	20+	15回
2	〇〇株式会社	久留米市 北野町○番地	卸売業	紙屑 雑芥	10+	10回
3		久留米市				
4		久留米市				
5		久留米市				
6		※契約事業所が多数ある場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙の添付でも可。				
7						
8		久留米市				
9		久留米市				
10		久留米市				
11		久留米市				
12		久留米市				
13		久留米市				
14		久留米市				
15		久留米市				

- *記入上の注意
- ・該当する区域に○を記入し、区域ごとに作成すること。
 - ・契約事業所の所在地は必ず番地まで記入すること。
 - ・取り扱う廃棄物は、紙屑、野菜屑、塵芥、雑芥など内容が分かるように記入すること。

(2) 家庭系一般廃棄物

①収集運搬計画

区域	○	久留米市(田主丸町、北野町を除く。)	○	田主丸町	○	北野町
----	---	--------------------	---	------	---	-----

家庭から排出される遺品整理や片付け等に伴う一時多量ごみを、排出者と契約の上収集運搬し、下記のとおり施設に搬入する。

上記○をつけた区域に関して、取り扱い廃棄物の種類と搬入施設を記入すること。

久留米市(田主丸町、北野町を除く。)の場合

一般廃棄物の種類	搬入施設
燃やせるごみ	上津クリーンセンター及び宮ノ陣クリーンセンター
燃やせないごみ及び資源物	宮ノ陣クリーンセンター

田主丸町の場合

一般廃棄物の種類	搬入施設
燃やせるごみ	うきは久留米環境施設組合(耳納クリーンステーション)。ただし、当該施設で処理が困難なものについては、上津クリーンセンター及び宮ノ陣クリーンセンター
燃やせないごみ及び資源物	同上

北野町の場合

一般廃棄物の種類	搬入施設
燃やせるごみ	上津クリーンセンター及び宮ノ陣クリーンセンター
燃やせないごみ及び資源物	宮ノ陣クリーンセンター

※申請書の事業範囲に家庭系一般廃棄物を記載した場合のみ記入。それ以外は「該当なし」と記入すること。

(1) 運搬車両の一覧

※「使用区域」欄は、車両を使用する区域
について○を記入してください。
「久」…久留米市(田主丸町、北野町を除く。)区域
「田」…田主丸町区域
「北」…北野町区域
☆記入もれに注意してください。

※「使用区分」の「家庭系」欄は、申請書の事業範囲において家庭系一般廃棄物(一時多量ごみに限る)を記載された場合のみ、使用車両に○を記入してください。(2台まで)

※土地の登記簿謄本どおりの地番、所有者名、面積を記入してください。

駐車場の所在地
*土地の地番、所有者、面積を記入する。
久留米市城南町 15 番地 3 (所有者: 久留米太郎、面積 300 m²)

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
密閉ポリ容器	感染性一般廃棄物	20ℓ	

- ・「車両の名称」は、塵芥車、ダンプ等を記入すること。
- ・「型式・寸法」は、車検証の記載どおりに記入すること。
- ・「所有者」欄の自己・借用のどちらかに○印を記入し、借用の場合は証明する書類を添付すること。
- ・「使用区域」欄は、当該車両を使用する区域に○印を記入すること。
(2区域以上で使用する場合は、該当する区域すべてに○を記入すること。)

「久」…久留米市(田主丸町、北野町を除く。)区域 「田」…田主丸町区域 「北」…北野町区域

- ・「使用区分」欄は、当該車両を使用する事業範囲(事業系又は家庭系)に○印を記入すること。
(家庭系については、2台まで)

4. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

塵芥車にあっては、走行中は悪臭・飛散防止のため、必ずスライドカバーを閉める。

キャブオーバー及びダンプにあっては、飛散防止のため、荷台にシート掛けを行う。

(2) 運搬車両の洗車（洗車場の所在地、洗車に伴い発生する汚水の処理等を具体的に示すこと。）

※自社で洗車する場合

自社洗車設備にて行う。（久留米市上津町 2199 番地 35）

洗車により発生するごみ等は、スクリーン又は分離槽等にて除去した後に放流する。

※ガソリンスタンドで洗車する場合

〇〇石油△△給油所にて行う。（久留米市上津町 2355 番地 2）

※宮ノ陣クリーンセンターで洗車する場合

宮ノ陣クリーンセンターで行う。（使用届提出済み）

洗車場にて発生したごみは、持ち帰って処分します。

5. 収集運搬業務の具体的な計画（収取運搬を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

・ **収集運搬を行う時間** **8時～16時**

・ **休業日** **日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）**

※申請日現在の従業員数を記入してください。
※役員等と重複する「事務員」、「運転手」、「作業員」等は（ ）書きで記入してください。

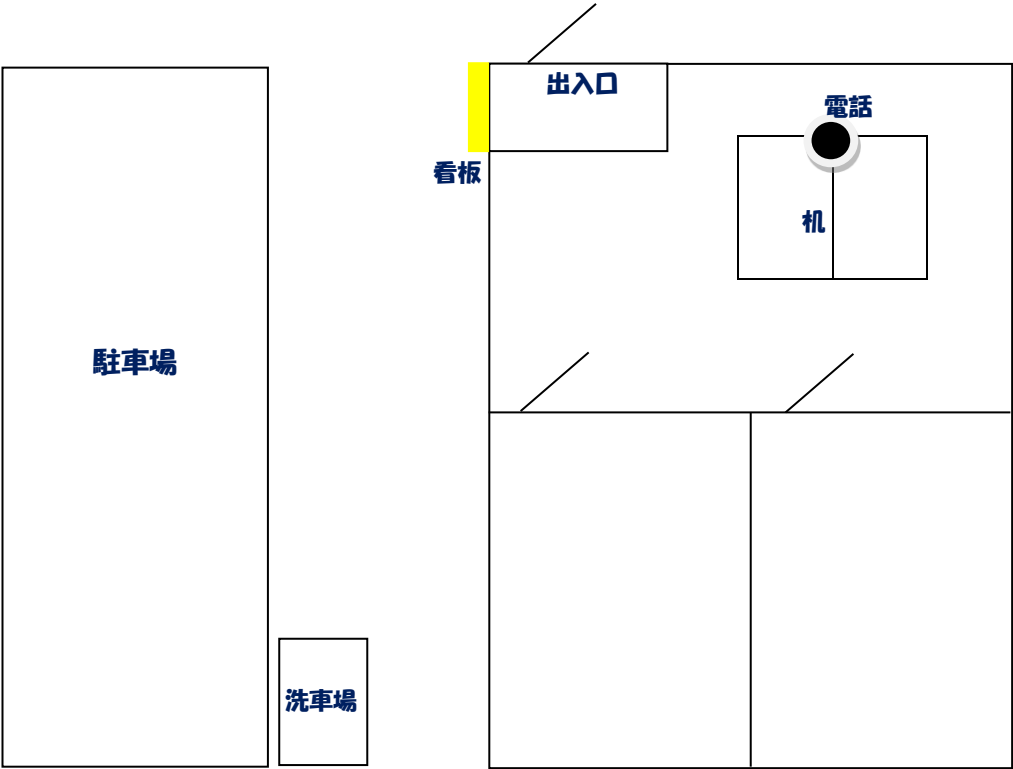
令和 **4** 年 **1** 月 **10** 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記以外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4	1	0	(1)	(2) 1	0	0	6
人	人	人	人	人	人	人	人

事務所等の平面図

平面図の種類	事務所 ・ 事業場 ・ 車庫 ・その他（ 洗車場 ）		
住所	事務所 〒830-0022 久留米市城南町 15 番地 3 事業場 同上 車庫 同上 洗車場 同上		
電話番号	0942-30-9000	FAX番号	

※事務所等と車庫の所在地が異なる場合は、それぞれに作成すること
事務机、電話及び看板等の位置を記入すること。



※2区域以上申請の場合は、区域ごとに作成すること。
※事務所、車庫等の所在地が異なる場合は、それぞれに作成すること。

運搬車両の写真

自動車登録番号	久留米 800 あ00-00	車両の名称	塵芥車
前面 の 写 真	注意事項 ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。		
側面 の 写 真	注意事項 ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・社名（屋号）等の表示が確認できること。		
		撮影	令和 4 年 1 月 10 日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	密閉ポリ容器	用途	感染性一般廃棄物	
			撮影	令和 4 年 1 月 10 日

運搬容器等の名称		用途		
			撮影	令和 年 月 日

施設使用承諾書

令和 4年 1月 10日

久留米株式会社 様

住 所 久留米市城南町 15番地3

氏 名 久留米 太郎

印

※印鑑が必要です。

貴殿が下記の ~~土地~~ 車両 を一般廃棄物収集運搬施設として使用することを承諾します。

記

1. 期間 令和 00年 00月 00日 から 令和 00年 00月 00日
※ 許可期間と同じく概ね2年間の承諾が必要です。

2. 一般廃棄物収集運搬施設
(1) 駐車場 地番

面積

(2) 車両の登録番号
久留米 11 た00-00

誓 約 書

住 所 久留米市城南町15番地3

氏 名 久留米株式会社

〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕代表取締役 久留米 太郎

申請者は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、下記（10を除く。）に該当するに至った場合には、環境省令で定めるところによりその旨を届け出ます。

- 1 破産者で復権を得ないもの
- 2 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 3 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は次の法令に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）
 - (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
 - (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
 - (4) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
 - (5) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - (6) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
 - (7) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
 - (8) 特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
 - (9) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
 - (10) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 6 刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（傷害現場助成）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は浄化槽法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は浄化槽法の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの。
- 9 8に規定する期間内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、8の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 10 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- 11 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から10までのいずれかに該当するもの
- 12 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から10までのいずれかに該当する者のあるもの
- 13 個人で政令で定める使用人のうちに1から10までのいずれかに該当する者のあるもの

- ・役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。
- ・政令で定める使用人とは、①本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の処理に関して契約を締結する権限を有する者をいう。